

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)
字の区域の変更(〃)
保険医療機関等の指定(保険課)
保険薬剤師の登録(〃)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)
土地改良事業の工事の完了(〃)
鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(水産課)
土地収用法による事業の認定(管理課)
都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)
- ◇ 公 告 土地収用法による審理の開始(二件)(管理課)

告 示

鳥取県告示第八百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、青谷町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成八年十一月二十五日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

大字長和瀬字宮島九二〇の九と一体をなす国有地の地先

二、一〇〇・九〇平方メートル

鳥取県告示第八百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成九年十二月十九日からその効力を生ずる。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域(平成八年十一月二十五日現在の地番による。)

大字長和瀬字宮島

大字長和瀬字宮島の全域
大字長和瀬字宮島九二〇の九と一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第八百一十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町一〇三一―五	平成九年十二月一日
鎌沢産婦人科医院	米子市熊党一四二―七	〃
新田外科胃腸科病院	米子市中島三九二―七	〃
池田歯科医院	鳥取市湖山町西二丁目一〇	〃
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	〃
中山小児科内科医院	八頭郡家町大字宮谷二〇六一―九	平成九年十二月六日
井崎医院	鳥取市吉方温泉町一丁目五六四	平成九年十二月十三日
林本通薬局	鳥取市末広温泉町二二六	平成九年十二月一日
米沢薬局	八頭郡河原町大字長瀬四五―一四	〃
にしむら薬局郡家店	八頭郡家町大字奥谷一三五―四	平成九年十二月二日
岩間薬局	倉吉市瀬崎町二七七―一	平成九年十二月三日

鳥取県告示第八百一十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
森下 利絵	鳥薬一〇五四	平成九年十一月二十五日

鳥取県告示第八百一十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業野坂地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成九年十二月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十四号

鳥取市が行う土地改良事業（かんがい排水事業下味野地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年十二月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第二項の規定に基づ

き、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
淀江町	農村基盤総合整備事業佐陀地区区画整理	平成四年三月三十一日

鳥取県告示第八百十六号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定に基づき、同法第三条第二項第六号に掲げる数量に関し実施すべき施策に関する鳥取県の計画を変更したので、同法第四条第十項において準用する同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成8年12月鳥取県告示第855号）の全部を改正する。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の平成6年の海面漁業生産量（属人）は、283,000トンで全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を示しており、海面漁業生産額についても、222億円で県内の

第一次産業総生産の30パーセントを占めるなど、本県水産業は非常に重要な産業として位置付けられる。

また、本県西部に位置する境港は日本海最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の沿岸流は、概略的には単調な沿岸線と平行して対馬暖流沿岸流の東流が卓越している。一方、隠岐海峡を通る流れと隠岐島をうかいて同島東側を南下する流れが合流し、また、海底地形に起因する山陰若狭沖冷水の消長が見られ、これと相まって複雑な流況を呈することから、回遊魚の移送、接岸が促され、本県沖合水域は我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、従来から本県漁獲量の80パーセント以上を占めてきたまいわし資源は近年急激に減少しつつあり、また、その他の漁業経営上重要な海洋生物資源についても低水準、減少傾向にあるものが多くなっている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講じるため、他県入漁船を含めて特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていく

ためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。

二 特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあいし】

平成9年：若干

平成10年：若干

【まいわし】

平成9年：若干

平成10年：若干

【するめいか】

平成10年：若干

三 特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあいし】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

鳥取県告示第八百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
国府町
- 二 事業の種類

岡益寺るる公園整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字岡益寺石堂前地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一

国府町役場

鳥取県告示第八百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

河原町

二 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道事業 河原町公共下水道事業

三 事業施行期間

平成二年十一月三十日から平成十六年三月三十一日まで

（変更前 平成二年十一月三十日から平成十年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

変更する部分 八頭郡河原町大字袋河原字上向河原、大字布袋字道東及び字東柳

橋並びに大字曳田字笛吹の各一部

<p>追加する部分 八頭郡河原町大字曳田字馬場の全部並びに大字曳田字大荒、字塚ノ上、字城ノ前、字土居尻、字澤田、字河下土居、字堂ノ内、字下土居、字砂田、字柿ヶ坪、字小寺、字上土居、字目黒田、字宮ノ上、字諏訪、字清水土居、字清水、字祝神、字寺ノ前、字谷田堤ノ上、字五反田、字地藏畑、字渡り上り、字引野下土居、字引野上及び字引野上土居、大字袋河原字下向河原並びに大字布袋字新田、字砂子及び字柳橋の各一部</p> <p>2 使用の部分 なし</p>	<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成9年12月19日</p> <p>鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男</p> <p>1 期日 平成9年12月24日（水）午後2時</p> <p>2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室</p> <p>3 件名 一般国道53号改築工事（河原道路）及びこれに伴う町道付替工事</p>
<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成9年12月19日</p> <p>鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男</p> <p>1 期日 平成9年12月24日（水）午前11時</p> <p>2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室</p> <p>3 件名 一般国道53号改築工事（河原道路）及びこれに伴う町道付替工事</p>	<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成9年12月19日</p> <p>鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男</p> <p>1 期日 平成9年12月24日（水）午後2時</p> <p>2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室</p> <p>3 件名 一般国道53号改築工事（河原道路）及びこれに伴う町道付替工事</p>